

令和4年1月17日から令和4年2月16日にかけて実施していた「地域力向上活動推進事業補助要綱の制定について」のパブリック・コメント手続きにおいて以下のとおり2名から2件意見をいただきましたので報告します。

また、いただいた意見要旨及び意見に対する市の考え方は以下の通りです。

	いただいた意見要旨	市の考え方
1	<p>今回の補助要綱は、今後の継続的な運営を助けていただけるものとして大変期待をしています。</p> <p>地域住民に向け行ったアンケートを基に、地域住民同士の助け合い活動を行おうと議論を進めています。</p> <p>令和4年度から、有償ボランティア活動を開始する予定ですが、その活動で新たな保険をかけていく必要があると考えています。</p> <p>しかし、初年度はどうしても見込日数で支払う必要があるため、保険料負担が大きくなると予測しています。したがって、今回の補助要綱の対象経費の中に保険料も含めていただくよう検討願います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>事業の実施に必要な経費は対象経費と考えています。</p> <p>ご指摘いただいた保険料についても、有償ボランティア活動を申請いただき、その活動に係る経費と判断できた場合は、対象経費とさせていただきます。</p>
2	<p>従来行われてきた活動の継続は、今回の補助要綱の対象外となり、補助制度の活用回数も3回が限度となっています。しかし、従来行われてきた活動を継続や発展させるためにも、対象経費とし、補助限度を撤廃することを提案します。</p> <p>自治会、子ども会、高齢者の会等の解散・消滅が懸念される現在、頑張っている団体にとって活かせる制度であるべきだと考えます。</p> <p>活きた制度となるよう要望します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>これまで、地域力組織への財政支援は、設立前1年、設立後1年の2年に限られていました。</p> <p>地域力組織の方々から、新規事業時、既存事業の発展時に支援をとの声をいただき、今回の補助制度の創設を考えています。</p> <p>地域力組織の活動は、地域の人財、資源等を活用し自発的に行っていただくものと考え、補助回数を設けています。</p>